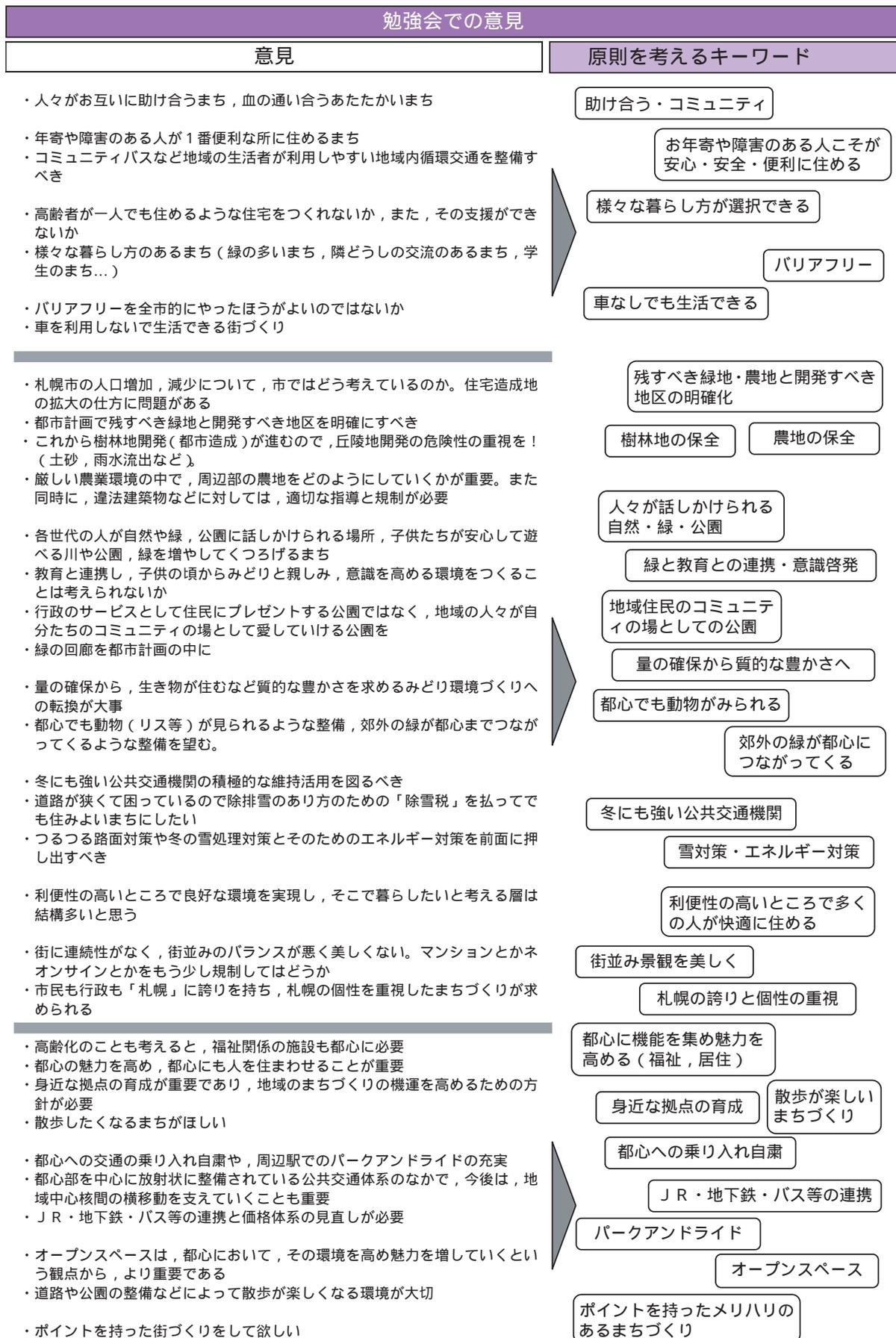


④ 市民意見を踏まえた「都市づくりの原則」の設定



「都市づくりの原則」は、市民勉強会や素案公表時の意見を踏まえて掘り下げ、設定したものです。

素案公表時の意見	原則 < 目標系 >
住民の安全確保もこれからの重要課題	<p>原則1 一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます</p> <p>1-1 個性的で活力のある地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市が利便性を保ち、生活を支える基盤として機能するために、地域特性に応じた適正な密度で人が住み続け、コミュニティ活動などが活発に展開していること ・地域の住民が愛着と誇りを持って、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること <p>1-2 多様な住まい方の選択肢の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまなライフスタイルを支えるとともに、家族構成の変化などに応じた住み替えも可能となるよう、郊外のゆとりある戸建住宅や利便性の高い地域での集合住宅など、多様な住まいが確保されていること <p>1-3 身近な利便性と快適性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩を前提とした距離圏で、買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること ・地域の公園や散策路など、ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること <p>1-4 だれもが活動しやすい都市空間の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが利用しやすく、利便性の高い公共交通機関が、交通体系の機軸をなしていること ・交通施設や公共的建築物など、多くの人々が利用する空間のバリアフリー*18化が図られていること <p>1-5 暮らしの安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市施設や建築物などが、自然災害や火災などに対して強いものであること ・延焼防止機能を持ち、避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切に確保されていること ・交差点や公園などでの見通しの確保など、事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされていること
防災面での配慮に関する記述をすべき	<p>原則2 自然と共生し北の風土特性を尊重します</p> <p>2-1 環境への負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の整備において、環境への配慮が徹底されていること ・地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど、公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること <p>2-2 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の外延的拡大の抑制を基調としつつ、市街地の内外で、守るべき自然環境が確実に守られるとともに、新たな創出が図られること <p>2-3 市民が触れる機会の確保を通じた自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆたかな自然が適切に都市住民に開放されることで、レクリエーションなどの機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること ・都市住民自らの手による自然環境の管理のしくみなどにより、幅広く自然環境が保全されること <p>2-4 多面的な自然環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環が確保されていること ・野生生物の生育空間の確保にも配慮され、自然環境のネットワークが形成されていること <p>2-5 冬期間の都市活動の維持と寒さや雪の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること ・ゆたかな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用など、寒さや積雪を資源としてとらえ、北の風土特性を生かす取り組みが進められること <p>2-6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観の中で生かされること ・明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化、市街地に残る歴史的遺構など、札幌の個性を表現する要素に配慮した景観づくりが進められること
冬期の生活機能の確保が重要であることを明示すべき	<p>原則3 多くの人が集まる場を大切にします</p> <p>3-1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活発化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある都市機能が集積し、世界に向けてその魅力が発信され、国際的・広域的な交流が活発化すること ・交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより、にぎわいが演出され、まち歩きの楽しさが高まること <p>3-2 公共交通によるアクセスの確保と歩行空間の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し、公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること ・交通結節点とその周辺において、快適な歩行者空間のネットワークが確保されること <p>3-3 きめ細かな公共空間の配置とその多面的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の動線に接した効果的なポケットパークや屋内型の広場など、公共的なゆとりの空間が充実していること ・公共的なゆとりの空間が、通行や休息のほかイベントや飲食などのスペースとしても活用できること <p>3-4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節点や公共広場、集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて、一定の統一感を持った街並みの形成や、シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること
広域的視点、訪問者の視点から集客交流の重要性について触れるべき	

勉強会での意見



素案に対する意見

原則 < 進め方系 >

既存資源の有効活用に関する記述を充実すべき

原則 4 既存資源を上手に再生・活用します

- 4 - 1 魅力ある資源の効果的な活用
 - ・公園・緑地や河川，歩行者・自転車道など，多様なオープンスペースが相互に連携・接続されることにより，各要素が利用しやすくなり，また，都市空間の魅力が高まること
 - ・地域の個性を演出する街路や建物，樹木などが，街並みの中で効果的に生かされていること
 - ・市街地内の遊休地などが，地域や都市全体の魅力を高める観点で効果的に活用されること
- 4 - 2 活用方法の工夫による機能の確保・向上
 - ・道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により，十分な機能の発揮がなされること
 - ・道路等をイベント空間として利用するなど，公共空間の多面的活用が図られること
- 4 - 3 長期的な維持・活用
 - ・公共施設等が，適切に維持管理されるとともに，必要に応じて改修，多用途への転用などが検討され，長期的に活用されること
 - ・新たな公共施設等の整備において，次世代に引き継ぎ得る質の高さが確保されること
- 4 - 4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導
 - ・地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市開発が誘導されること
 - ・都市基盤施設が充実し，多様な都市機能が集積した既成市街地での居住が支えられること

原則 5：施策の総合化・重点化と協働を重視します

- 5 - 1 明確な目標に基づく施策展開
 - ・施設整備や土地利用誘導において，目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
 - ・地域課題の緊急性やまちづくりの機運，市内外への効果の波及度などを踏まえて施策展開の優先度を明確にし，確実に効果の高い都市づくりが進められること
- 5 - 2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用
 - ・土地利用誘導や施設整備，ソフト施策などの多面的な組み合わせにより，施策展開の効果が一層高まること
 - ・明確な目標の実現に向けた施策展開を支える観点から，制度の柔軟な活用が検討されること
- 5 - 3 共有される都市づくりのプロセス
 - ・計画づくりから施設整備，管理までの一連のプロセスにおいて，市民等のかかわりの機会が確保されていること
 - ・地域の自主的な活動の積み重ねが，地域の魅力を高め，ひいては都市全体の魅力向上につながるこ

協働の取り組みを支援する仕組みを充実していく必要がある

しくみ：都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

基本方針 1 取り組みの内容に応じた多様な「協働」

- ・「企画・計画」から「事業等の実施」，「維持・管理」，「評価・見直し」まで，取り組みの各段階で，協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を，テーマに応じて適切につくります。
- ・区域区分(線引き)や用途地域，周辺市と連絡する幹線道路など，広域的影響を持つ事項については，多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため，行政の主体性と責任が強く求められます。そのため，行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと，具体的取り組みを進めます。
- ・地区計画や住宅市街地内の生活道路など，地域的な事項については，地域住民の自主的なかかわりがとくに重要です。行政は，地域の自主的な活動への支援や，全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。
- ・地域の住民などの主体的な取り組みを行政が支援し，地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど，市民・企業・行政等の協働による地域の取り組みを推進します。その際，施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など，事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。
- ・個別の施策が相互に整合して展開され，総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう，関係部局がこのマスタープランを共有し，個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各種施策を効率的・効果的に推進するため，行政の関係部局間での連携・協力を一層強め，テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。とくに，都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては，行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて，このマスタープランの適切な見直しを行います。

基本方針 2 都市づくりに関わる情報の共有

- ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
- ・情報通信技術を活用し，より見やすく，使いやすい情報提供を進めます。
- ・地域の自主的な活動の芽をはぐくむため，出前講座の実施など，学習機会の充実を図ります。
- ・地域の自主的な活動を支えるため，取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

基本方針 3 都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保

- ・都市計画の案の作成に当たっては，説明会や公聴会の開催，計画提案制度の適切な運用など，市民意向を把握し，案に反映するための取り組みを充実していきます。
- ・都市計画の決定に当たっては，案の内容や決定する理由，手続きスケジュールなどを広く，分かりやすく周知するとともに，意見聴取の機会を充実していきます。

市民との情報の共有や市民意識の向上が重要である



ア アクセス（アクセス性） p29, p57, p60, p61, p81, p84

目的地へと到達すること。または、その手段や経路。

ウ 雨水拡充管 p72

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応し、浸水を防除するため、既設下水道管の雨水排除能力を増補する雨水管。

雨水浸透式下水道 p72

雨水浸透式下水道とは、下水道管への雨水の流入量を減少させるため、雨水を地中へ浸透させる下水道施設で、雨水浸透ます、雨水トレンチ（雨水浸透管）などがある。

雨水浸透ますは、雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるものであり、雨水トレンチ（雨水浸透管）は、雨水が浸透するように穴開き管となっている。

雨水ポンプ施設の増強 p72

雨水ポンプ設置とは、公共用水域へ雨水を排除するためのポンプ施設。都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応し、雨水排除能力の向上を図るため、ポンプ施設を新增設する。

エ NPO p19

Non-Profit Organizationの略。非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

オ 汚泥圧送管 p72

下水を処理する過程で発生する汚泥を汚泥処理施設へポンプ輸送するための管路。本市では、2か所の汚泥処理施設で汚泥を集中処理する計画で、各下水処理場と汚泥処理施設間に汚泥圧送管の整備を行っている。

オープンスペース・コリドー p66, p91

コリドーの本来の意味は「廊下」「回廊」など。都市空間計画や交通計画に関しては、帯状につながる産業地帯や、環境整備を進める主要道路沿い一帯、主要貨物輸送ルートなどを示す場合に使われる。本計画では、市街地を貫通し、都市にうるおいをもたらすオープンスペースの軸となることを目指すものとして、コリドーと称している。

カ 開発許可制度 p39

計画的市街化あるいは市街化の抑制を行うために、開発者が都市計画区域内において一定の開発行為（主として建築物の建築等を行うことを目的とする宅地造成等）を行う場合に、都道府県知事（政令指定都市である本市の場合は市長）が許可をする制度。

河川情報システム p75

河川水位や雨水の情報を速やかに収集することで、大雨時における災害発生を未然に防ぐ水防活動等に活用することを目的としたシステム。

環状グリーンベルト構想 p64, p65

札幌の自然条件を生かしながら、市街地を緑の帯で包み込もうとする構想。その区域は、延長約100km、面積約16,400ha。

キ 緊急貯水槽 p70

地震災害の発生時における飲料水を貯留しておく施設で、本市では直径2.6mの大口径配水管として整備している。平常時は配水管として機能しているが、災害時には前後の弁が閉止され、内部の水道水を貯留する。

ク **区域区分（線引き）** p15, p37, p38, p53, p95

無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域。

グローバル化 p18

人や物、資金、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んとなり、政治や経済などさまざまな分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

ケ **計画提案制度** p97

土地所有者などが、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることなどの条件を満たすことにより、都市計画の決定または変更を提案できる制度。2002（平成14）年の都市計画法改正により制度化された。

（下水の）高度処理 p71

通常の活性汚泥法などの処理では除去できない有機物や、栄養塩類（窒素、リン）などの成分を除去する処理。

コ **公園リフレッシュ事業** p64

1993（平成4）年度より「個性あふれる公園整備事業」として実施している。

開設後長い年月を経て老朽化した既設公園の施設変更を機会に、周辺環境の変化や利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、地域の特性に合わせた個性的な公園づくりを目指している。

公共用水域 p71

河川、湖沼、海域、その他の公共の用に供される水域とこれらに接続する公共水路などのこと。

交通結節点 p29, p44

地下鉄駅やバスターミナルなど、さまざまな交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）が相互に連絡される場所。

合流式下水道の改善 p71

合流式下水道から雨天時等に公共用水域へ放流する未処理下水を、水質や環境保全の観点から質的・量的に改善を図ること。

ク **財政力指数** p19

地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政を行うときに自ら賄える財源の割合。1に満たない部分が国の地方交付税によって措置される。

札幌市基本構想 p3

本市のまちづくりの最も基本的な指針として、市議会の議決を経て定めるもの。地方自治法第2条第5項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。

札幌市住区整備基本計画 p15, p36, p38

より快適で安全な生活圏の形成と秩序ある開発誘導を図るため、札幌市が1973（昭和48）年に策定した計画。住んでいる人が徒歩で行動できる範囲を一つの「住区」としてとらえ、各住区内に基幹施設として学校、公園、道路を適正に配置することを目指している。1住区は、鉄道や幹線道路などによって形成される面積約100ha、人口約1万人を標準としており、計画策定区域は市街化区域のうち人口集中地区（1970（昭和45）年）などを除いた約15,000ha（131住区）を対象としている。

札幌市宅地開発要綱 p15

札幌の特質を生かした良好な開発事業を推進し、もって計画的な都市づくりを進めるため、都市計画法その他関係法令の基準を補完するものとして、開発事業の施行者が遵守または尊重すべき基準などを定めた宅地開発の総合的な指針。

札幌市東部地域開発基本計画 p15, p36, p38

厚別副都心の後背地において、大規模な住宅地開発を一体的かつ計画的に推進するために定めた計画。対象区域は約1,265ha。東部地域では、この計画に基づいて民間宅地開発の指導、調整を進めてきた。

札幌市緑の基本計画（新，旧） p62, p64

緑の保全創出にかかわる施策・事業の総合的な指針。本市では、札幌市緑化推進条例に基づいて1982（昭和57）年に策定し、さらに1999（平成11）年にはこれを見直して、都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定した。

札幌市リサイクル団地 p74

札幌市、第三セクター、民間がそれぞれの役割を担い、建設廃材や廃油、汚泥などの再生処理施設や建設系混合廃棄物の破碎選別処理施設等を建設し、主に企業から発生するごみの減量とリサイクルを推進するための施設。

札幌市緑化政策大綱 p62, p64

1972（昭和47）年の政令指定都市移行を契機に、1973（昭和48）年2月に定められた、本市における最初の緑化行政に関する大綱。「総合的な緑化行政の推進」、「公共的なオープンスペースの確保（市街化区域）」、「都市環境公園による都市の膨張抑制」、「都市の外側の国有林の保全」の4つの項目が柱となっている。

札幌都市圏 p59

第4次札幌市長期総合計画で設定している計画関連区域（札幌市が広域的な連携を進めるための標準的な範囲）のうち、市民の活動範囲の広がりや行政課題の広域化に対応するため、札幌と一体的な日常生活圏に属し、広域的な連携をとくに重視しながら諸施策を推進していくべき圏域。札幌市のほか、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、厚田村、南幌町、長沼町の10市町村によって構成する。

札幌複合交流圏 p55

第4次札幌市長期総合計画で設定している計画関連区域（札幌市が広域的な連携を進めるための標準的な範囲）のうち、札幌市とともに北海道の自立的発展を支え、日本の北の拠点として高次都市機能の集積を図るべき圏域。札幌市のほか、おおむね札幌を中心に60km圏の範囲で、39市町村から成る。

市民農園 p66

都市の住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用して野菜などを育てるための農園を指し、市民農園整備促進法に基づく農園をはじめ、都市公園内に設置される農園や老人農園などがある。

人口集中地区（DID） p20

DIDは、Densely Inhabited Districtsの略。国勢調査に基づき設定されるもので、人口密度が40人/ha以上の調査区（約50世帯を含む地域）が市区町村内で連たんして人口5,000人以上となる地域。

SOHO p17

スモール・オフィス・ホーム・オフィス（Small Office Home Office）の略。パソコンやインターネットを活用し、自宅や小さなオフィスで仕事をする勤務形態。